

浜松市公告第 312 号

浜松市の中山間地域における遊休財産の貸付契約について、下記のとおりプロポーザル方式により借受候補者を特定するので公告する。

2025 年 5 月 9 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 貸付契約概要

- (1) 貸付物件 2025 年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式共通募集要項に基づき公表するプロポーザル対象物件一覧のとおり。
- (2) 貸付期間 貸付期間は原則 10 年以内とし、借受候補者が提出した本プロポーザルの企画提案書に基づき市と協議の上決定する。
- (3) 契約形態 民法第 593 条に基づく使用貸借契約とする。

2 担当部署及び問い合わせ先

浜松市財務部アセットマネジメント推進課 P P P 推進グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2（浜松市役所本庁舎北館 4 階）

電話 053-457-2533

メールアドレス asset@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

2025 年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式共通募集要項に記載のとおり。

4 参加手続き

2025 年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式共通募集要項に記載のとおり。

5 企画提案書の作成及び提出

2025 年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式共通募集要項に記載のとおり。

6 審査の手続き及び借受候補者の特定

2025 年度浜松市中山間地域における遊休財産貸付に関する公募型プロポーザル方式共通募集要項に記載のとおり。

7 契約書の作成の要否

要する。

8 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。